

群運整 第96号
令和元年7月8日

一般社団法人群馬県トラック協会会長 殿

関東運輸局群馬運輸支局長



初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診の徹底について

標記について、令和元年7月4日付け関自保第80号の2で自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

関自保第80号の2
令和元年7月4日

群馬運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診の徹底について

自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、新たに雇い入れた者、満65歳以上の者、死者または重傷者を生じた事故を引き起こした者に対し、それぞれ国土交通大臣が認定する適性診断（以下「適性診断」という。）を受けさせなければならないとされている。

今般、平成30年度における関東運輸局管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、適性診断が未受診であったことにより行政処分等を受けたものが、全処分件数の3割を超えていることが確認された。

関東運輸局においては、「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえた管内の事故削減目標達成のため「関東地域事業用自動車安全施策」を策定しているところだが、今年度の同施策において、「初任、高齢、事故惹起運転者に対する指導監督の更なる強化」を項目に追加したところである。

また、最近、自家用自動車を含め高齢運転者の運転行動に起因すると思われる事故が注目されており、こうした事故を未然に防ぐには、高齢運転者に適性診断を確実に受診させ、その結果に基づき、運転者の個々の運転特性や加齢に伴う身体機能の変化を本人が十分に理解して、それを踏まえた運転をするよう指導及び監督を行うことが重要である。

については、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診及びその結果に基づいて指導・監督を徹底するよう指導されたい。

なお、別添のとおり関係団体あて通知したので申し添える。



関自保第80号
令和元年7月4日

関東トラック協会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会 関東支部 支部長 殿
一般社団法人ロケバス協会 代表理事 殿
一般社団法人バスユナイテッドセーフティ 理事長 殿
一般社団法人全国物流ネットワーク協会会長 殿
一般社団法人日本撮影車輛協会 代表理事 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会
関東霊柩自動車協会会長 殿

自動車技術安全部長

初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診の徹底について

自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、新たに雇い入れた者、満65歳以上の者、死者または重傷者を生じた事故を引き起こした者に対し、それぞれ国土交通大臣が認定する適性診断（以下「適性診断」という。）を受けさせなければならないとされています。

今般、平成30年度における関東運輸局管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、適性診断が未受診であったことにより行政処分等を受けたものが、全処分件数の3割を超えていることが確認されました。

関東運輸局においては、「事業用自動車総合安全プラン2020」を踏まえた管内の事故削減目標達成のため「関東地域事業用自動車安全施策」を策定しているところですが、今年度の同施策において、「初任、高齢、事故惹起運転者に対する指導監督の更なる強化」を項目に追加したところです。

また、最近、自家用自動車を含め高齢運転者の運転行動に起因すると思われる事故が注目されており、こうした事故を未然に防ぐには、高齢運転者に適性診断を確実に受診させ、その結果に基づき、運転者の個々の運転特性や加齢に伴う身体機能の変化を本人が十分に理解して、それを踏まえた運転をするよう指導及び監督を行うことが重要です。

つきましては、貴傘下会員に対して初任、高齢、事故惹起運転者の適性診断の受診を徹底するよう周知をお願いします。